

サークル規約

〇〇〇〇部規約

(名称)

第1条 本部は、〇〇〇〇部と称する。

(場所)

第2条 本部は、新潟大学に置く。

(趣旨・目的)

第3条 本部は、その活動を通じて、部員相互の親睦及び教養・健康の増進を図り、技術の向上に資することを目的とする。

(活動)

第4条 本部は、第3条の目的達成のために、次の活動を行う。

- ① 通常練習
- ② 定期戦への参加
- ③ その他、適当と認める大会等への参加

(部員・役員等)

第5条 本部に入会できる者は、新潟大学の学生とする。

第6条 本部に、次の役員を置く。

部 長	(本部を総括する)	1人
副 部 長	(部長を補佐する)	1人
総 務 担 当	(総務一般について担当する)	若干人
会 計 担 当	(会計一般について担当する)	若干人
学 友 会 担 当	(学友会について担当する)	若干人

本部に顧問を置き、〇〇学部〇〇〇〇〇〇教授に依頼する。

(議決)

第7条 本部に「部会」を置き、部の企画運営に関する事項を審議・決定する。

(会計)

第8条 本部の運営経費は、原則として部員からの部費及び趣旨に賛同する個人及び団体からの援助金等を充てる。

(その他)

第9条 この規約の改廃は、部会により承認を受けなければならない。

付則

この規約は、令和△年△月△日から施行する。

※日付は最後に更新した日としてください。